

2024 年 5 月 1 日

宿舎に関する要望書

北海道大学教職員組合
執行委員長 清水池義治



北海道大学と本組合は本年 3 月 28 日に、宿舎問題に関する救済申立てについて「和解」に至りました。つきましては、宿舎について、来年 3 月末の退去期限までに対応すべき具体的な課題が山積していますので、以下の通り要望します。

下記の要望事項については、6 月 1 日までに文書での回答を求めます。

1. 今回の「和解」内容の周知について

- 1) 宿舎ごとの状況が異なるため、宿舎ごとに入居者向け説明会を開催するとともに、その場に組合関係者を同席させることを求めます。入居者の理解を得る上で、この間の交渉の経緯など、組合としてもお手伝いできることがあると考えています。
- 2) 日本語を母語としない入居者もいるため、周知を文書等で行う場合は日本語と英語を併記するようにしてください。

2. 廃止予定宿舎から存続予定宿舎への転居に関する具体的な手続きについて

- 1) 廃止予定宿舎入居者が存続予定宿舎に入居する際の選定基準を、事前に公表・説明してください（公表範囲は転居希望者だけでも構いません）。これは事後のトラブルを未然に回避するために必要です。
- 2) 廃止予定宿舎から存続予定宿舎へ転居が決定した際に、実際の入居開始日を、転居希望者の要望を十分に踏まえて柔軟に決定するように求めます。具体的には、退去期限である 2025 年 3 月間際を要望する声が寄せられています（子弟が学校・保育園等に通う際の時間を現状水準に維持できる期間をなるべく長くするため）。
- 3) 通知文書 FAQ Q4 には、「なお、小学校、幼稚園又は保育園を卒業、卒園後、転居先の宿舎の通学区域内にある小中学校に進学する場合は、改めて貸与選考を行います。」とありますが、これは入居者が引き続き同じ地域の小学校（幼稚園又は保育園を卒園時）、中学校（小学校卒業時）に通学する場合には、手続きとしてそのことを確認する趣旨であり、退去を求められるわけではないので、入居者としては中学卒業時まで入居できるとの前提で予定してよい、ということを、FAQ に追記することを要望します。

3. 廃止予定宿舎から存続予定宿舎等への転居時の対応について

- 1) 引越し業者の手配困難や引越し料金の高騰などの理由で、存続予定宿舎、あるいは民間住宅等へ転居する入居者から要望があった場合、退去期限を 2025 年 3 月末に区切らず、同年 5 月まで延長するなど柔軟な対応を行うことを求めます。
- 2) 通知の FAQ Q11 には、「・宿舎の設備・備品以外は全て撤去すること（入居者が設置したストーブや給湯器など）。・物置、自転車置場の物品は全て撤去すること。」とあります。しかし、存続予定宿舎、あるいは民間住宅等へ転居する入居者から要望があった

場合、宿舍の解体作業に支障のない範囲内で、部屋に残置物を置くことを認めることを求めます。

4. 廃止予定宿舍から存続予定宿舍へ転居後の使用料について

- 1) 美園住宅・北光住宅・北光宿舍の宿舍使用料は、令和2年6月19日付けの通知で使用料（家賃）金額が示されています。2025年4月以降、廃止予定宿舍から転居する者が存続予定宿舍で支払う宿舍使用料・駐車場使用料は、その通知と同額でしょうか。
- 2) 2025年4月以降の存続予定宿舍の宿舍使用料・駐車場使用料の値上げの予定はありますか。すでにあれば、その時期と金額を教えてください。
- 3) 転居先となる存続宿舍の使用料については、規程上根拠のない値上げは行なわないでください。具体的には、「国立大学法人北海道大学宿舍使用料算定基準」に、特定の部屋の設備を新しくした場合にそれに応じて部屋単位で使用料を上げる根拠となる規定があれば、それをご教示ください。

5. 共益費の負担軽減について

- 1) 入居者が著しく減っている廃止予定宿舍と存続予定宿舍の共益費について、入居世帯の負担額が著しく高まっています。和解協定書では廃止予定宿舍における「樹木の枝払い・除草・除雪」の令和6年度分について大学が負担する旨、明記されましたが、これら以外の共益費についても上限額を設けるなどして負担軽減策を検討してください。
- 2) 上記の共益費負担の軽減要望が入居者グループからあった場合、個々の宿舍の状況を十分に配慮して、大学として誠実に交渉に応じ、必要に応じて共益費の一部を負担するように求めます。

6. 宿舍におけるアスベストの存在について

- 1) 廃止予定宿舍と存続予定宿舍についてアスベストは使用されていますか。
- 2) 使用されている場合、住民の健康に害を及ぼさない対応は行われていますか。

7. 今後の宿舍廃止時の対応について

本組合は、今回、当面の間、存続するとされた宿舍も将来的には廃止されるのではないかと強く危惧しております。今後は、宿舍廃止を中期目標・中期計画に記載する前に、宿舍入居者を含む関係者に対してその意志を伝え、時間をかけて協議することを求めます。中期目標・中期計画などの大学の中長期的方針は役員会だけで決めるものではなく、特にその決定に関係が深い教職員に対して事前の意見集約や調整を行うことが責任ある役員会の姿なのではないでしょうか。今回の協議で明らかになったように、宿舍はそこに居住する教職員の生活そのものであり、個々の人生設計を大きく左右するものです。教職員の生活や人生をおざりにしない対応を大学には求めます。

また、やむを得ず、仮に宿舍を廃止する場合でも、大学資産を単に財政改善のために商業施設等に長期貸付とするのではなく、研究・教育機関として相応しい利用方法を検討するように要望します。

以上